

欠勤十日以上、其三割ヲ、同十五日以上、其三割ヲ、同二十日以上、其四割ヲ、同三十日以上、其五割ヲ減額スルニ付ス

一、退職手当支給ノ件

滿三十年在職シタル者ニ對シテハ、一ヶ年ニ對シテ日給ニテ日分ノ割合ニヨリ退職手当金ニ支給シテ、一ヶ年ヲ増ス毎ニ一ヶ年ニ對シテ日給ノ日分ノ割合割合ニヨリ支給シテ、一ヶ年ノ如シ

滿二十ヶ年勤勞シタル者ノ退職手当金 日給六十日分

滿四十ヶ年同 日給八十日分

滿五十ヶ年同 日給百十五日分

但シテ、一ヶ年未滿ノ者ニ對シテハ、他會社ト同様良好ナル成績ヲ舉ケ得ル状態ニ達シ

タル場合ニ考慮スベシ

一、休暇券ニ関スル件

従来ノ六ヶ月積勤者一連續ノ場合ニ含ムニ對シテハ、休暇及賞金ヲ廢止シ申出ノ通積勤期間ヲ三ヶ月ニ短縮シ、休暇券ニ枚ヲ支給スルモノトス

但シテ、休暇券ノ有効期間ハ、支給ノ日ヨリ一ヶ年トス

一、病氣 欠勤ニ関スル件

一年一回ニ限り重患ニヨリ欠勤十五日以上ニ至リタル者ニ對シテハ、額出ニヨリ其後三十五日ヲ限り日給額ノ二割ニテ支給スルコト、但シテ、場合ニ於テハ會社ノ指定醫師ヲシテ診察セシムルコト又ハ、調査ノニ認定シテ之ヲ決ス

前項ノ支給ハ、業行不良ニヨリ病氣ニ入リテ、病癒スルコトヲ要ス

尚療養ノ為勤務地ヲ離ルル場合ハ、豫メ會社ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

但シテ、欠勤其他ニ付テハ、懲戒処分ニヨリ、外左記各條ニ該當スルモノハ、解僱スルコトアルベシ

一、病氣欠勤引續キ九十日ヲ超スルコト